

② 支援対象事業者について

No.	質問	回答
1	事業所単位というのは、雇用保険適用事業所ごとと捉えてよろしいのでしょうか？	<p>労働保険や雇用保険の届け出なども参考とはしますが、それのみで決めるものではなく、以下により判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 場所としての独立性 2. 規模と事務能力 <p>場所として独立していて、それぞれに責任者等を配置し、組織として独立した機能があり、5人以上の従業員を配置している場合は事業所として認められる予定です。</p> <p>なお、ホテルにレストランを併設している場合や、同一の社会福祉法人が老人デイサービスと老人短期入所事業を別々に運営しているケースなど、同一の法人が複数の業態を運営している場合は、運営するスペースが明確に分かれている、独立した屋号等を持ち、責任者が配置され、5人以上の従業員が配置されていれば、独立した事業所とみなします。</p>
2	みなし大企業は対象外ですか？	<p>発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業などのみなし大企業は、対象外です。</p> <p>詳細については、後日掲載する、秋田県賃上げ緊急支援事業に係る支援金支給要綱をご参照ください。</p>
3	NPO 法人や一般社団法人も支援対象となりますか？	中小企業に準ずるものであれば、対象となります。